

徳島県係留施設検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 徳島県の係留船舶に関する課題解決のため、新たな「徳島県放置艇削減計画」(以下、「計画」という。)に位置付けられる「係留施設」「暫定的な係留施設」等の検討にあたり、学識経験者、ヨットや民間マリナー関係者などからの意見を幅広く聴取するため徳島県係留施設検討会(以下、「検討会」という。)を設置するものである。

(検討事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 係留施設の整備に関すること
- (2) 暫定的な係留施設の整備に関すること
- (3) 係留施設の管理手法や料金 等
- (4) その他、係留施設の検討に必要な事項

(構成)

第3条 検討会は、別表1に掲げる委員で構成する。

- 2 別表2に掲げるものはオブザーバーとして会議に参加する。
- 3 委員及びオブザーバーの追加等は、会長が決定する。

(会長の選任等)

第4条 検討会には、会長と副会長を置く。

- 2 会長は、検討会委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(検討会の開催)

第5条 検討会は会長が招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席をもって開くものとし、過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、WEB会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。)を利用して会議に参加することができる。
- 4 委員はやむを得ない事情により会議に出席できないときには、代理の者を出席させることができる。
- 5 会長が必要と認めるときには、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(書面による会議)

第6条 検討会は、会長が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議内容等により会長が必要と判断する場合は非公開とする。

2 会議を非公開とした場合、委員及び会議に出席したものは、知り得た内容等を第三者に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。ただし、徳島県が公表した情報及び本検討会が公表した情報についてはこの限りでない。

(事務局)

第8条 本要綱に定める検討会の事務局は、徳島県県土整備部港湾政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、事務局が検討会に諮り、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年7月17日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条の検討を終えたとき、その効力を失う。

別表1（委員）

番号	会長	氏名	所属等	備考
1		山中 英生	徳島大学社会産業理工学研究部長	
2		奥嶋 政嗣	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 社会基盤デザイン系教授	
3		竹信 正寛	国土交通省国土技術政策総合研究所 港湾・沿岸海洋研究部 港湾施設研究室長	
4		木下 明	一般社団法人日本マリナー・ビーチ協会 調査研究部長	
5		中村 英雄	特定非営利活動法人新町川を守る会 会長	
6		岡部 恭子	特定非営利活動法人アクア・チッタ 理事長	
7		阿部 晋也	徳島ヨットクラブ 会長	
8		三谷 泰生	あわクルージングクラブ 理事長	
9		關 博	有限会社小松島マリナー 代表取締役	
10		吉本 創一	株式会社旭洋びざんマリナー	

別表2（オブザーバー）

1		国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川占用調整課長	
2		国土交通省四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所 補償調整官	
3		海上保安庁徳島海上保安部 交通課長	
4		国土交通省四国運輸局 徳島運輸支局 首席運輸企画専門官	
5		徳島県県土整備部 河川政策課長	
6		徳島県農林水産部 生産基盤課 水産基盤・国営担当課長	